

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 23 年 10 月 5 日			
開会時刻	午前 9 時 59 分			
閉会時刻	午前 10 時 54 分			
出席委員名	◎佐之井久紀 ○吉井詩子 野口佳子 黒木騎代春 中川幸久 浜口和久 工村一三 中村豊治			
欠席委員名	長岡敏彦			
署名者	野口佳子 黒木騎代春			
担当書記	津村将彦			
審議議案	議案第 59 号 平成 23 年度 伊勢市一般会計補正予算(第 2 号)中、総務政策委員会関係分			
説明者	総務部長、総務部参事、総務部参事、総務課長 管財契約課長 情報戦略局長、情報調査室長、行政経営課長 行政経営課副参事、広報広聴課長 環境生活部長、市民交流課長 産業観光部長、商工労政課長 都市整備部長、都市整備部次長、都市計画課長 小俣総合支所長 会計管理者 教育部長 消防長、消防次長、消防課長			

審議結果並びに経過

佐之井委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野口委員、黒木委員を指名した。

直ちに議事に入り、去る9月20日に総務政策委員会へ審査付託された、「議案第59号 平成23年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）中 総務政策委員会関係分」を審査し、質疑の後、全会一致で原案どおり可決すべしと決定された。

次に、危機管理課から報告事項があり、質疑の後、委員会を閉会した。

開会 午前9時59分

◎佐之井久紀委員長

おはようございます。それでは、ただいまから総務政策委員会を開会します。

本日の出席者は8名でありますので、会議は成立しております。

それでは、会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。野口委員、黒木委員の御両名、よろしくお願ひいたします。

本日、御審査をいただきます案件は、去る9月20日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました、『議案第59号 伊勢市一般会計補正予算（第2号）中、総務政策委員会関係分』であります。

お諮りをいたします。審査の方法につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

それでは『議案第59号 平成23年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）中、総務政策委員会関係分』を議題といたします。

審査の便宜上、歳出から審査を行います。

補正予算書の10ページをお開きください。よろしいでしょうか。

〔款〕2 総務費 を〔款〕一括で審査をお願いいたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

御発言もありませんので、〔款〕2を終わります。

次に20ページを開いてください。20ページでございます。

〔款〕5 労働費、〔項〕1 労働諸費、〔目〕2 緊急地域雇用対策事業費の中で、
【中事業】3 情報通信関連雇用対策事業費を、これだけですが御審査をお願いします。
御発言はありませんか。

野口 委員。

○野口佳子委員

すみません。この3の事業のところで、9事業を実施したと書いていただいて、成果書を見せていただきましたら書いていただいておりましたので、この失業者に対しての次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出する事業として、事業を実施したと書いていただいてあって、その新規雇用創出延べ人数が19名なのですけれども、これはどこのところに入っているのですか。

◎佐之井久紀委員長

暫時、休憩をします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

◎佐之井久紀委員長

失礼しました。

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

はい。

発言もありませんので、〔款〕5を終わります。

次に32ページを開いてください。32ページです。

〔款〕10 消防費、〔項〕1 消防費、〔目〕2 非常備消防費を御審査をお願いいたします。

中村 委員。

○中村豊治委員

この非常備消防費の1,273万6千円。これだけの補正が積まれておるわけですけれども、この具体的な中身をちょっと教えていただきたいと思います。

◎佐之井久紀委員長

消防次長。

●大西邦生消防次長

お答えいたします。

消防団員等公務災害補償につきましては、伊勢市消防団員等公務災害補償条例でその補償を規定いたしております。

そうしまして、その支払いにつきまして、消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律に基づきまして、消防団員等公務災害補償等共済基金に掛け金を支払い、その補償に要する経費を同基金から市町村に支払われる契約を締結いたしております。

掛け金の額につきましては、同法施行令に規定されておりまして、消防団員1名あたり1,900円で、かける消防団員の定数分ということで、これは当初予算におきまして支払い済みでございます。

先に東日本大震災が発生いたしました。これによりまして東北の各県で消防団員さんの死者・行方不明者というのが9月7日現在で253名ということになりました。

多くが公務中であったということが認められることがあり、多額な公務災害補償が必要となっております。

そういうことで消防団員等公務災害補償等共済基金が約200億円程度、不足になると
いうふうな状態になりました。

そこで消防団員等公務災害補償等責任共済に関する施行令が改正されまして、平成23年度に限りまして、1人あたりの掛け金1,900円が2万4,700円に引き上げとなりました。支払いは年度内と。

そういうところから負担増2万2,800円、1名あたりですね、かける559名分について補正をお願いしているところでございます。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

中村委員。

○中村豊治委員

今の説明について、東日本で消防団員が253名、死者を含めて、行方不明者を含めて亡くなつた。基金が大変枯渇をしてきていくと、こういうような説明をいただいたわけですが、今まで1,900円かけておって、2万4,700円にアップをしたわけです。大体2万2~3千円アップしたわけですけれども、この分についてはいったん市町村が払つて、それがまた市町村にバックすると、こういう考え方でよろしいわけですか。

◎佐之井久紀委員長

次長。

●大西邦生消防次長

国のほうからは、のちに特別交付税措置されるというふうに向っておりまます。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

中村委員。

○中村豊治委員

交付税で戻ってくるということですし、大変消防団員の方、今回も三重県で防災マップというのですか、今度新しく出たわけですけれども、そういうことも含めて、消防団員は大変な仕事をしておられるというようなことも含めて、この内容については一応、理解はさせていただきました。終わります。

◎佐之井久紀委員長

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので、次に移ります。

次に【目】5 災害対策費、【大事業】1 防災対策事業のうち、【中事業】1 防災行政無線管理運用経費、及び【中事業】3 避難対策事業の審査をお願いします。

御発言はありませんか。

野口委員。

○野口佳子委員

3の避難対策事業のところなのですけれども、この前に台風の時なのですけれども、公民館にポータブルトイレのあるところはよろしいのですけれども、私の行った城田の小学校にはポータブルトイレがありませんでした、結構高齢者の人や足の悪い方がいっぱいいらっしゃいました時に、大変な不自由をかけておりましたので、このポータブルトイレを置いていただくということはできないでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

参考。

●中村龍平総務部参考

現避難所にポータブルトイレが置いてないところはたくさん、たくさんという言い方は申し訳ないのですけれども、ございます。

それでそのトイレ、特に高齢者、子どもさんというようなところが対象かなと思うの

です。そういうところを今後、避難所の調査を全てさせていただきます。その時にどのくらいあるかを把握させていただいて、検討させていただきたいと思います。以上です。

◎佐之井久紀委員長

野口 委員。

○野口佳子委員

雨降りですので、本当に靴を入れる袋とか、傘を入れる袋が置いていただいてなかったので、結構大変皆さんも不自由されたり、外に置いておきますと自分がどれか分からぬこともありますので、これから袋を用意していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

参考。

●中村龍平総務部参事

雨が降っている時の対策かと思います。

私どもの備蓄の中には今現在、それに関して、靴入れ袋、またおそらく傘袋も関連するのかなと思うのですけれども、そういうものは備蓄いたしておりません。

なるべく本来は避難される方が備蓄の、持ち出し袋の中に入れていただくのが一番原則かと思います。

ただ、持って来られない方もございますので、私どもの考えの中では、どのようなものが果たして避難所に必要なのかというところも、ここで、この事業で合わせて考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎佐之井久紀委員長

野口 委員。

○野口佳子委員

それから、結構文字放送なんかをしていただきましたり、それからまた広報車で呼んでいただきます時に、避難勧告や避難指示のところなのですけれども、その時にまず、避難所に持っていくもの、例えば避難勧告でしたら結構時間もあると思いますので、おにぎりを持っていくとか、いろいろあると思いますので、それを文字放送とか、そしてまた広報車でも呼んでいただけたらありがたいのですが、どうでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

総務部長。

●藤本亨総務部長

避難のことですけれども、まずちょっと基本的な考え方だけ申し上げさせていただきたいと思います。

私ども市の立場としましては、まず住民の皆さんに十分な意識を持っていただいて、それをやっていただく。それで足りない部分を私ども行政のほうが補うようにさせていただくと。これが基本的な考え方になっておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

で、その避難時の広報での呼びかけということですけれども、広報をしゃべる言葉によって、なるべく文章は短いほうがいい。市民の皆さんに何を伝えるのだということから、現場での広報についてはそういうことに努めたいと思います。

また、文字放送等につきましては、検討させていただきますけれども、何を一番に伝えなければいけないかということが大切だというふうに考えておりますので。

また市民の皆さん、日ごろから私ども周知のほうも図っていかなければいけませんけれども、どういったものを用意していただいてということは、心がけていただくように、私ども、周知のほうもさせていただきたい。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

市民に、避難した時にはこういうものが必要だというようなことも、きちんと基本的なことを指示をするようにしてやってください。

他に御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので、次に移ります。次は【大事業】2 防災基盤整備事業の審査をお願いいたします。防災基盤整備事業。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎佐之井久紀委員長

御発言もありませんので、以上で〔款〕10の審査を終了いたします。

これで歳出は終わりですので、歳入に入ります。8ページに戻ってください。8ページです。

8ページから9ページの歳入の審査に入ります。

歳入の審査は〔款〕単位でお願いをしたいと思います。

まずははじめに、〔款〕15 国庫支出金を御審査をお願いします。

御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎佐之井久紀委員長

御発言もありませんので、〔款〕15を終わります。

次に〔款〕16 県支出金の審査をお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようでありますので、〔款〕16を終わります。

次に〔款〕20 繰越金の御審査をお願いいたします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので、〔款〕20を終わります。

次に〔款〕21 諸収入の審査をお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようでございますので、〔款〕21の審査を終わります。

次に〔款〕22 市債の御審査をお願いいたします。

発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

御発言もありませんので、〔款〕22の審査を終わります。

以上で歳入の審査を終わります。

補正予算書の1ページをめくってください。1ページにお戻りください。

条文の審査に入ります。条文の審査は、条文一括で審査をお願いいたします。

御発言はありませんか。浜口委員。

○浜口和久委員

ここで少し聞かせていただきたいのは、第2条ですかね。債務負担行為の部分で少し聞かせてください。

4ページに債務負担行為の補正として、追加計上されております。そのうちの一番上

にあります「市税等各種帳票及び資料情報等作成業務委託」というふうな部分なのですが、私ですね、3月の議会の時に、予算特別委員会に入れさせていただいてまして、住民情報システムの管理経費、電算関連経費ですね。これは8億9,952万。そのうち住民情報システム更新に対する経費ということで、6億7,856万9千円。ここで電算関連経費のこととは質問させていただいたのですが、これも電算関連経費というふうな形でちょっと思うのですけれども、今年の当初に約9億の予算を組ませていただいて、またこれ債務負担行為で23年から26年、4億4,100万円というのが含まれております。

行革の中で、特別委員会の時にも言わせてもらったのですが、第2次行財政改革でも電算関連経費削減をするというふうな形で上げられております。

そこでまず、最初にちょっとこの市税等各種帳票及び資料情報等作成業務委託、この事業名なのですが、内容をちょっと教えていただけますでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

総務課長。

●北一晃総務課長

今回、債務負担行為として計上させていただきましたのは、市民の皆様にお渡しします納税通知書や保険証をはじめとする各種用紙の印刷や、帳票の印字の業務、また税の賦課計算などをシステムで行うに際しまして必要となります、資料、情報作成をするために給与支払報告書などをイメージデータとして読み取る業務や、データ入力を行うパンチ業務等を委託する経費でございます。

ここで、こちらといたしまして御理解いただきたいのは、この部分につきましては、従来からあった業務の内容でございまして、現行のシステムの導入業者に一括して発注していた分を、別に取り出して計上させていただいたものでございまして、決して上乗せ額ということではございませんので、総額といたしましては、減額となるようにと、行財政改革の計画の中でも取り組ませていただいているものでございます。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

データ入力、それを今まで業者の方にしていただいていたと。それを職員の方が自分達でできるように勉強しながら前へ進めていっていただいたというふうな状況でございます。

その中で、総額が減額されると今、御答弁をいただいたのですが、次々こうやって債務負担行為とか予算でも補正で上がってきたりとかしますので、大体そうしたら下がるというふうな形の中で、どれくらいの、金額じゃなくても結構ですが、例えば今までや

っていたのが 100 パーセントとしたら、何十パーセントくらいの経費で 1 割削減できるのか 2 割削減できるのか、そちらへんをちょっとお聞かせ願えますか。

◎佐之井久紀委員長

総務課長、北君。

●北一晃総務課長

いくらくらいということですが、今回の債務負担行為は今年度中に準備にかかるてもらいう関係から、23 年度から 26 年度ということでございますけれども、実質的には 24 年、25 年、26 年度の 3 年間の分の仕事量でございます。

ですので、4 億 4,100 万円を 3 で割りますと、1 年度分は 1 億 4,700 万円となりますけれども、これを昨年分、22 年度の決算額の 2 億 3,840 万円と比較しますと、約 6 割の金額となっております。

◎佐之井久紀委員長

浜口 委員。

○浜口和久委員

分かりました。

かなり減額されて電算経費を今、圧縮に取り組んでいるというふうな御答弁はよく分かりました。努力していただいているのはありがとうございます。

そこで、そうしたらこの総合住民情報システムの更新業務、更新されるわけですね、今年。情報システムを。それを 22 年度決算の時の成果表のところでちょっと、文言を読ませていただきますと、現行の総合住民情報、要は住民登録、税、介護、福祉、保険関連システムについては、サーバー機器類の保守サポート終了を見据えた機器更新時に合わせて、今後の法改正に対応するシステムへと変更することとし、システム更新に係る仕様内容や業者選定方法など、専門的事項を検討するための専門部会を平成 21 年に設置しましたと。

平成 22 年度の決算書のあれですので、22 年度は外部専門支援事業の支援を受けながら、専門部会で検討し、プロポーザル審査を経て導入業者を決定して、更新業務の委託契約をされたということでございました。

この時に今までのあれを遡ってみると、昨年の 12 月の時に補正を 1 億 500 万から 6 億 3,300 万。これ債務負担行為で変更されましたですよね。

それを 23 年度の予算で更新経費をきっちり乗せた。ですから 23 年度が 8 億 9 千万、いきなりぼーんと大きくなったような形、6 億くらい上がったような形できたのですけれども、この時に住民情報システム、その更新と今回のこの債務負担行為、これは別のものだというふうな形で言われたのですけれども、同じ電算の部分なのでその関連性はどうなのかもちょっと聞かせてください。

◎佐之井久紀委員長

総務課長。

●北一晃総務課長

御質問いただきました総合住民情報システムですけれども、今入っているシステムにおきましては、帳票の印刷やイメージ読み取り業務などにつきましてシステムの導入業者のホストコンピュータを利用してのデータ処理が必要であることから、その処理と合わせまして業務をシステムの業者に一括して委託しておりました。

今度更新いたします新しいシステムにおきましては、帳票印刷の部分を外部発注するためのデータ作成や、イメージの読み取り業務でできあがったデータをシステムのほうに取り込む作業などを職員でも行えるように、システムのほうを構築しております。

従いまして、新しいシステムの総合住民情報システムの更新があつてこそ、進められる計画でございまして、導入業者への委託範囲の再考や、競争入札による委託先の業者の決定等によりまして、経費の見直しを行いたいと考えております。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

この総合住民情報システムの更新業務、これと関連性があるというのによく分かりました。

関連性があるというのは分かったのですが、総合住民情報システムの更新業務、更新すると更新のシステムは5、6年持つのじゃないですか。今回の市税等各種帳票及び資料情報等作成業務委託、これは先ほど聞かせてもらいましたと23年から26年と書いてありますが、実際は24、25、26の3年間だと。更新システムは5、6年。なぜこれが3年と5年の違いがあるのですか。

◎佐之井久紀委員長

総務課長。

●北一晃総務課長

住民情報システムにつきましては、今御質問の中にありましたように、仕様年数を5年としまして、仕様書を作成して、新しいシステムの調達を行っております。

従いまして今回、債務負担の帳票印刷業務や、イメージ読み取り作業につきましても、5年間の長期計画も可能でございます。

また1年、1年、毎年契約させていただくことも、もちろん可能でございます。

そこで委託業務の安定化を重視する部分と、契約事務、毎年していくことの手間等も考えまして、契約年数の安定を考えますと、長いほうがいいわけですけれども、5年間

の新システムが使える期間の中でも競争の原理を働かせることも大切であると考えまして、今回は3年間の業務量としたところでございます。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。ありがとうございます。

私も考えたのですけれども、実際のところ、この市役所の業務、行政の業務というものは日本全国的に電子自治体へ向けて走っているというふうな状況もあるし、電算技術に頼らなければ業務は成り立っていない、こんな状況だと思います。

しかしながら、電算に係る経費がだんだん高騰していっているというような気がいたしましたので、ちょっと御質問させていただきました。

その中で、逆に受注する業者のはう、その方達から見ますと自分達も営利企業でございますから、いったん結んだ契約というのはなかなか離したくない。そういう部分もあると思うし、より利益を上げられるようなことをやっぱり考えてみえると思うのです。

電算の専門的なことは分からぬといふ形で、今まで一括発注されていた。それからまた特命で契約されていたとかいう関連経費についても、システムのプログラムですか、その中身、要はデータをどうやって入力するのか、どうやって出すのか、そういう部分からして、向こうの、まあ言ったら知的財産権みたいなものになるのですかね。だから中身は公開されないだろうし、途中でまた管理だけ違うところにしたというと、セキュリティの問題は多分出てくるだろうと。障害が出た場合に責任がどちらにあるのだ、どこにあるのだというふうな部分もあると思います。

そこで、皆さん本当によく勉強していただいて、高騰していく電算経費ですね、しっかり入札に変えて抑えていっていただいた。これはよく分かります。

いっぺんあれ、何年前でしたですかね。4、5年前にこの電算の経費、これで本当にいいのかということで、コンサルへ外部委託されてその経費が妥当かどうか見てもらったことがありますね。その時はこれで妥当だというふうな答えが出ていたように思います。

しかしながら、コンサルへ値段が適切かどうかと聞くにしても、またこれお金がかかるというふうな部分がありますので、なかなかそこへはいけないというふうな部分がありますので、ここらへんで次の打つ手で何かよい考えがあればお願ひをいたします。

◎佐之井久紀委員長

総務課長。

●北一晃総務課長

今回の総合住民情報システムの導入の部分に限ってお答えをさせていただくならば、委員のほうからも御紹介ありましたように、やはり公募プロポーザルによって業者選定

を行いました。

さらに導入した後に、新たに他のシステムとの連携が必要となる場合におきましては、データ連携が行えることを、市のほうと協議の上でデータのレイアウトを、繋げる他の業者のほうに公開することを基本としておりまして、これもまた競争入札によりまして住民情報の基幹システムと繋げようとする新しい連携のシステムのほうの導入業者を、競争入札で決定できるようにと考えております。

こういった手段は次回に、大もとの総合住民情報システムのほうを入れ換える時につきましても、余分にデータの抽出の料金とかがかからないようにするための策としても有効であると考えております。

こういった全般的な取り組みをするにあたりましては、三重県市町村振興協会が実施しております、外部専門家支援制度というのを利用させてもらいまして、こちらは料金がかかりませんので、外部コンサルタントの支援を受けまして、競争性を確保できるような、公募できる仕様書の作成や契約方法についてのアドバイスを受けていきたいと考えております。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

最後にします。

分かりました。ありがとうございます。

随契、特命、それから一括発注、そういういたところから入札に変えていただいたというふうな部分で、僕が心配したのは、入札に変えても、要は専門的な知識をこちらが持っていないと、要は相手の仕様書、ただ相手が出してくる仕様書を、どれを選ぶかというふうな状況の中で、電算経費が高騰していくのを抑えられないという部分を心配しておりましたら、外部コンサルタントですか、こういったあれを県でやっていただいているということでございますので、そこらへんはよしといたします。

本当にこれ、3月に質問させていただいた時の議事録をもう一度読み直しているのですが、データ抽出経費として1億2千万。データを抜くのに1億2千万も要るのかなというふうなところが、もうすごく、議事録、文字にして読み返して自分でも思ったところなのでございますが、1億2千万といいますと、例えば会社に10パーセントの利益を残します。3割の経費がかかります。そうすると大体6割。そうすると年間1千万の従業員の方ですかね、それが1年間かかりで6人くらい張り付けてできる業務。

だけどデータを抜くだけでそんなに日にちがかかるのかなというふうな感覚で思っておりました。

なのでそこらへん、すごく大きなお金がかかるところですので、ちょっとしっかり入札の部分に変えていただいて、勉強していただくようにお願いしまして終わります。

◎佐之井久紀委員長

他にございませんか。

御発言もないようありますので、条文の審査を終わります。

以上で『議案第 59 号』の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午前 10 時 32 分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

なしということでございますので、討論を終わります。

お諮りをいたします。『議案第 59 号 平成 23 年度 伊勢市一般会計補正予算(第 2 号)中、総務政策委員会関係分』につきましては、原案どおり可決すべしと決定しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。

よって、『議案第 59 号中、総務政策委員会関係分』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

以上で、当委員会で御審査いただきます案件の審査は終わりました。

お諮りをいたします。

委員長の報告文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

御異議なしと認めます。

そのように、取り計らうことに決定いたしました。

付託案件はこれで終わりなのですが、ここで当委員会の所管事務調査であります、防

災対策に関する事項につきまして、当局のほうから報告したい事項がある旨、連絡を受けておりますので、報告を願うことにいたします。

それでは当局、よろしくお願ひします。参事。

● 中村龍平総務部参事

皆様方のお手元のほうへ資料を配らせていただいてございます、津波浸水予測調査速報版について御説明を申し上げます。

県は今年の6月から行ってまいりました、新たな津波浸水予測調査、これを一昨日公表をいたしました。

昨日、議員の皆様には津波浸水予測図を配付させていただきましたが、お時間をいただき、御説明をさせていただきたいと思います。

この資料は県から市に提供されたものでありますと、浸水予測区域の当市の人口や、浸水深、津波の深さでございますけど、そういうものの面積などは現在まだ分析しておりませんので、御了承をいただきたいと思います。

今後、早急に各種数値を分析し、防災対策を行ってまいります。

資料を紹介いたします。資料1をまず御覧ください。資料1は調査の実施目的や調査の前提条件、それから結果概要、また今後の取り組みなどを記載しております。

2枚目の資料を御覧ください。参考と書いてある資料でございます。これは最大津波高と最大波の到達時間、これを想定されていたマグニチュード、これまでのマグニチュード8.7と、今回想定しましたマグニチュード9.0とで比較して記載をしております。

次に資料2と3を御覧ください。マグニチュード9.0の地震による津波浸水予測図で、資料2のほうは堤防が地震被害により壊れてしまい、全く機能しない、あ、失礼しました。逆です。

資料2は堤防が地震があっても壊れてない場合に表した図面でございます。また資料3のほうは地震により堤防が全く機能しないというような場合の津波浸水予測でございます。

それともう1つ、最後に保存版と記載しております、伊勢市防災ガイド。この資料は今年6月に全世帯へ配付をいたしたもので、これはマグニチュード8.7で計算された浸水予測図が記載されております。今回公表されたものと、比較用として御覧をいただきたいと思います。

改めて資料1を御覧ください。要点のみの説明をさせていただきます。

調査の実施目的でございます。10行目から見てください。「そこで」というところから始まる行です。現状の津波浸水予測図では十分反映できない規模の津波に対応するため、東日本大震災と同規模の地震を想定した場合の津波浸水予測地域を提示し、県及び県内各地域における津波対策を立案するための基礎資料とする目的として、調査実施しました。これが調査の目的でございます。

続いて2番、津波浸水予測調査の前提条件です。(1)にマグニチュードは9.0と記載しております。前提条件は9.0です。

それで(2)、1年で潮位が最も高い時期の満潮時の水位で、津波が発生したものとし

て計算がなされおります。

続いて大きな3番、津波浸水予測結果の概要でございます。今回公表されましたのは、津波浸水予測図速報版ということが示されました。速報版ということですので、今後はまだ新たな数値が加えられるというところも含んでおります。

資料3と保存版の伊勢市防災ガイドをあわせて御覧ください。比較するためにあわせて御覧ください。

(1) 前回の津波浸水予測結果との比較でございます。1点目の黒点、伊勢平野、これは伊勢湾岸の沿岸地域でございます。そこでの浸水予測範囲は前回と比較して大幅に広くなっています。伊勢市においても大きく駅、またこの市役所のほうまで及んでおります。

それで2メートルを超える浸水深が、津波の浸水の深さという意味でございます。浸水深が想定されている範囲の割合が増加しております。

続いて資料1の裏面を御覧ください。(2)防潮堤、つまり堤防等の施設の効果でございます。今回の調査結果におきまして、防潮堤が、つまり堤防等の施設が壊れてしまつて、ない場合と、きちんと地震によっても堤防が残っている場合を比較しますと、伊勢市やそれ以北の伊勢湾岸沿岸部においては、浸水範囲、それから浸水深とも明確に減少している傾向が見られます。

つまり、堤防が地震により壊れず残っていれば、被害は大きく減少するとした想定でございます。

(3) 沿岸エリアでの想定津波高等の試験結果でございます。1つ目の黒点、最大津波高につきましては、前回調査結果と比較すると、沿岸全域にわたって全体的に津波高が大きくなっています。

2つ目の黒点、津波高のピークは、伊勢市は約2時間30分後、さらに湾奥にかけては地震発生後、3時間前後が経過してから、津波高がピークとなっております。

続いて大きな4番、津波浸水予測調査における今後の取り組みでございます。東日本大震災では津波が河川を遡上して内陸部奥深くまで到達したことを踏まえまして、県において今後、遡上を詳細に検討することとなっております。つまり、今回の津波浸水区域の予測図には、まだ河川を遡上して溢れ出るか、また溢れ出るとしたらどこまでその区域が及ぶか、というところは記載はされてございません。

続いて大きな5番、今後の津波浸水予測結果の活用でございます。今回の結果に基づき、特に津波浸水予測図区域内にある避難所を中心に、適正配置を行っていく基礎資料とすることとなっております。

続きまして、次の資料の、参考と書いてある資料を御覧ください。こういうものです。この資料は県内を12エリアに分けました、最大津波高と最大波の到達時間をマグニチュード8.7、それと9.0で比較したものです。

伊勢市では大湊が記載されておりまして、最大津波高が2.9メートルが3.42メートルとなり、最大波の到達時間が126分から152分後となっております。

続いて資料2と資料3を比べて御覧ください。このA3の資料でございます。2と3を比べて御覧ください。資料の2の浸水面積、我々でおおよその面積を測らせていただ

きました。約40平方キロメートルです。資料2は40平方キロメートル。

一方、資料3のほうは61平方キロメートルとなっておりまして、資料2に比べますと約1.5倍の浸水面積となっております。

また津波浸水深におきましては、資料2と資料3を比較しますと、二見地区を除きましたら、陸上地域においてはほとんど2メートル以下となっております。先ほど申し上げましたように、堤防が崩れずに残っておれば、ずいぶん被害が小さいという意味でございます。これは伊勢市から北部、伊勢湾奥のほうへかけて共通するものとなっております。

なお、今回発表いたしました資料は速報版でございます。今後、津波が河川を遡上する検証を行いますため、浸水範囲や浸水深が変更となる可能性がありますので、御了承をいただきたいと思います。

以上で、県が発表いたしました津波浸水予測の速報版について説明を終わらせていただきます。

◎佐之井久紀委員長

ご苦労さん。

本件につきましては報告事項ですので、この程度にとどめておきたいと思いますが、何かですね、今後もう少し所管事務ということもありますので、深く論議をしていきたいと思いますが、何かこの際、御質問がございましたら出してください。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

御説明のことできちんと教えていただきたいのですけれども、防潮堤等の施設を考慮した場合と、ない場合という説明で、御説明では地震で崩れた場合という想定なのですけれども、資料1の中では、※印でないと、2の(4)に、ないとした場合とは、現存するこういう施設が全てないものとするという説明なのです。

地震で壊れるといつても全部なくなるというわけではないので、そのへんちょっと微妙なニュアンスがちょっとよく分からぬのですけれども、そのへんはどういうふうに考えたらいいですかね。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

ここに※印では、もうないと。現存するけどないというような書き方をさせていただいております。県はこのように書いてきてているのです。

ただマスコミ等が、今あるのにはどういうことなのだというような聞き方をしました。その時に県のほうが答えたのは、今現在はあるのだけれども、それが津波で全く壊れてしまってとした場合の想定だというようなことを答えておりました。

それで今、黒木委員さんがおっしゃいました、本当に全部壊れていくのか、一部分が残る、ほとんど残る、どういう被害になるかこれは分かりません。従ってシミュレーションをする場合、0か1かというようなことしかシミュレーションが困難だと、そういう意味でこういう見方をしたと、そういうふうに聞いております。

◎佐之井久紀委員長

よろしいですか。

中村委員。

○中村豊治委員

資料3なのですから、今ありましたように堤防が崩壊した状況を想定した内容なのですけれども、特にこの外城田川の部分が真っ赤になっているわけですね。

ところが4の説明の中で、津波浸水予測調査における今後の取り組みの中で、オーバーフローした時の状況については、まだこれから検討なのだと、こういうような説明をいただいたのですけれども、実際にこの8メートルの津波が来た場合、こんなものではないと思うのですけれどもね。もう完全にオーバーフローして、堤防が。あの堤防は4.5メートルしかないわけです。外城田川の堤防が。

だからこれは完全にオーバーフローして、壊滅状態になるということが、当然我々これから見ると。

それで市民の方は大変これを心配すると思うのです。これ真っ赤で8メートルで。それで中が4メートルですか。3メートルから4メートルだと、こういうことになっているのですけれども、どういう具合にこれは説明していいのかよく分からぬわけです。これは大変心配しますよ。8メートルの津波が来て中がグリーンだと。

この前の3月11日でも、私は外城田川をずっと見ていたら、やっぱり1メートルくらいずっと真っ黒い水が遡上してきまして、ボートもひっくり返り、そんな状況が、これは確かにこうなることは我々も想定しているのですけれども、こここの部分、もう少し市民が心配しないような形で、これを見たらどうするのだと。有滝、東豊浜は壊滅ではないかと、こういうことになりますよ。ちょっと追加ください。

◎佐之井久紀委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

この参考という資料のほうを御覧ください。

こちらのほう、伊勢市の大湊でございますけれども、最大津波高、これは標高です。いわゆる「T.P.」という単位、基準です。これが3.42メートルという数字をここへ書かせていただいております。

私どもの今の、はっきりは申し上げられませんが、大湊で最大津波高が標高3.42メートルまで来ますよという計算がなされております。

それで今、中村委員さんがおっしゃられた、この外城田川の河口部、ここは真っ赤で8メートル以上ではないかというようなお話で、確かにこの色で区分しますと、そのようになっております。

それで私どもも同じ疑問がございまして、問い合わせて確認したところ、この標高3.42メートルといいうのはほとんど伊勢地区はそれに近いところだろうと。ただ、例えば陸地に対して河口部は当然、水の流れる部分は低いわけです。それでその低い深さの、一番最も低い所ですね、ここは標高がマイナス何メートルになると思います。

そういうことで、その一番低い所から3.42メートルまでを見ると、深さが8メートル以上となると。そういうふうな説明でございましたので、ここだけ盛り上がって8メートル来るという意味ではございませんので、よろしくお願ひいたします。

◎佐之井久紀委員長

中村委員。

○中村豊治委員

一番低い。外城田川はもう御存知のようにヘドロで全然底はすぐに見えるのです。だから潮が引いた時についてはもう舟が通れないような状況になっているのをご存知ですか。

だからその低いという表現は、河川が深いという表現でいいのですか。どういう表現でいいのですか。それを理解すればいいのですか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

澪筋の一番深い所というふうに聞いております。

◎佐之井久紀委員長

中村委員。

○中村豊治委員

状況はもう舟が通れないのです。引いてしまうと。だから澪筋は今、農林水産で澪を造っていただいているのですけれども、それは一部分の所だけで、あとは全部干潟になるのです。

だからそうなると、今、参事さんがおっしゃられるような、心配はしなくていいのだということなのですけれども、ちょっとこれ、現状とはだいぶかけ離れております。正直。

だから有澗のところなんてもう全然、干潟になって、舟は通れませんよ。非常にもう、海拔ゼロメートルといいうのは大体、表現できると思うのですよ。ですがこの澪が深いと

いう表現はちょっと当たらないと思いますので、舟が通る部分だけは深いと思うのですけれども、ちょっとそういうことで。

◎佐之井久紀委員長

他に、よろしいですか。他に御発言は。よろしいか。

[「これはちょっと調査、研究をもうちょっと重ねていただきたいといけない」と呼ぶ者あり]

◎佐之井久紀委員長

中村委員。

○中村豊治委員

やっぱりオーバーフローするのだという前提で、4番に説明されておりますね。4番にね。これが一番大事だと思うのです。オーバーフローしてどうなるのだということで、先ほど申し上げたように堤防の高さも4.5メートルしかないわけです。宮川は6メートル500くらいありますけれども、そういう2メートルくらいの格差がここで、外城田川と宮川ではありますので、その部分をもう少し整理していただいて、検討していただいたほうがいいと思いますので、市民が安心できるように。

◎佐之井久紀委員長

それでは、他にないようでございますので、これをもちまして、総務政策委員会を開会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。

それでは、総務政策委員会をこれで閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時54分

上記署名する

平成23年 月 日

委員長

委員

委員